

医療法人 久生会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月21日～令和8年4月20日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和8年4月20日までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年4月21日～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年8月21日～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和6年4月21日～ ノー残業デーの実施

管理職への研修（年1回）及び院内会議・広報による職員への周知（毎月）

目標2：令和8年4月20日までに、年次有給休暇の取得率を、50%～70%とする。

<対策>

- 令和5年4月21日～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年8月21日～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年9月21日～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和6年4月21日～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

令和5年4月21日

医療法人 久生会
理事長 山本 尚夫